

1 消防機関の活動基準について

- ・ 東京都循環器病対策推進協議会からの提言を受け、東京都メディカルコントロール協議会で、消防機関の活動基準に関する検討を行い、救急隊の観察方法について以下のとおり承認された。
- ・ 6項目の観察(脈不整、共同偏視、半側空間無視「指4本法」、失語「眼鏡／時計の呼称」、顔面麻痺、上肢麻痺)を追加する。3項目以上該当した場合、脳卒中急性期医療機関Sを選定する。

2 機械的血栓回収療法の適用患者の搬送開始日

- ・ 令和7年3月24日 9時覚知の救急事案から

1 経緯

東京都脳卒中急性期医療機関の認定内容の変更※に伴い、東京都循環器病対策推進協議会から、新たに認定する医療機関に搬送する傷病者の対象について、消防機関の活動基準に関する提言を受けたことから、東京都メディカルコントロール協議会において審議を行った。

※ 既存の「脳卒中急性期医療機関A及びB」に加えて、脳梗塞の超急性期において適応となる機械的血栓回収療法の治療が可能な医療機関を東京都保健医療局において「脳卒中急性期医療機関S」として認定。

2 脳卒中が疑われる傷病者に対する救急隊の観察方法について

現在救急隊が行っている、CPSS等の脳卒中評価方法に加えて、新たに、機械的血栓回収療法の適応となる脳主幹動脈閉塞の評価(脳卒中急性期医療機関S選定のための評価)として、6項目の観察(脈不整、共同偏視、半側空間無視「指4本法」、失語「眼鏡／時計の呼称」、顔面麻痺、上肢麻痺)を追加する。

6項目中3項目以上陽性→脳卒中急性期医療機関Sに搬送



①脈不整



②共同偏視



③半側空間無視
(指4本法)



④失語
(眼鏡／時計の呼称)



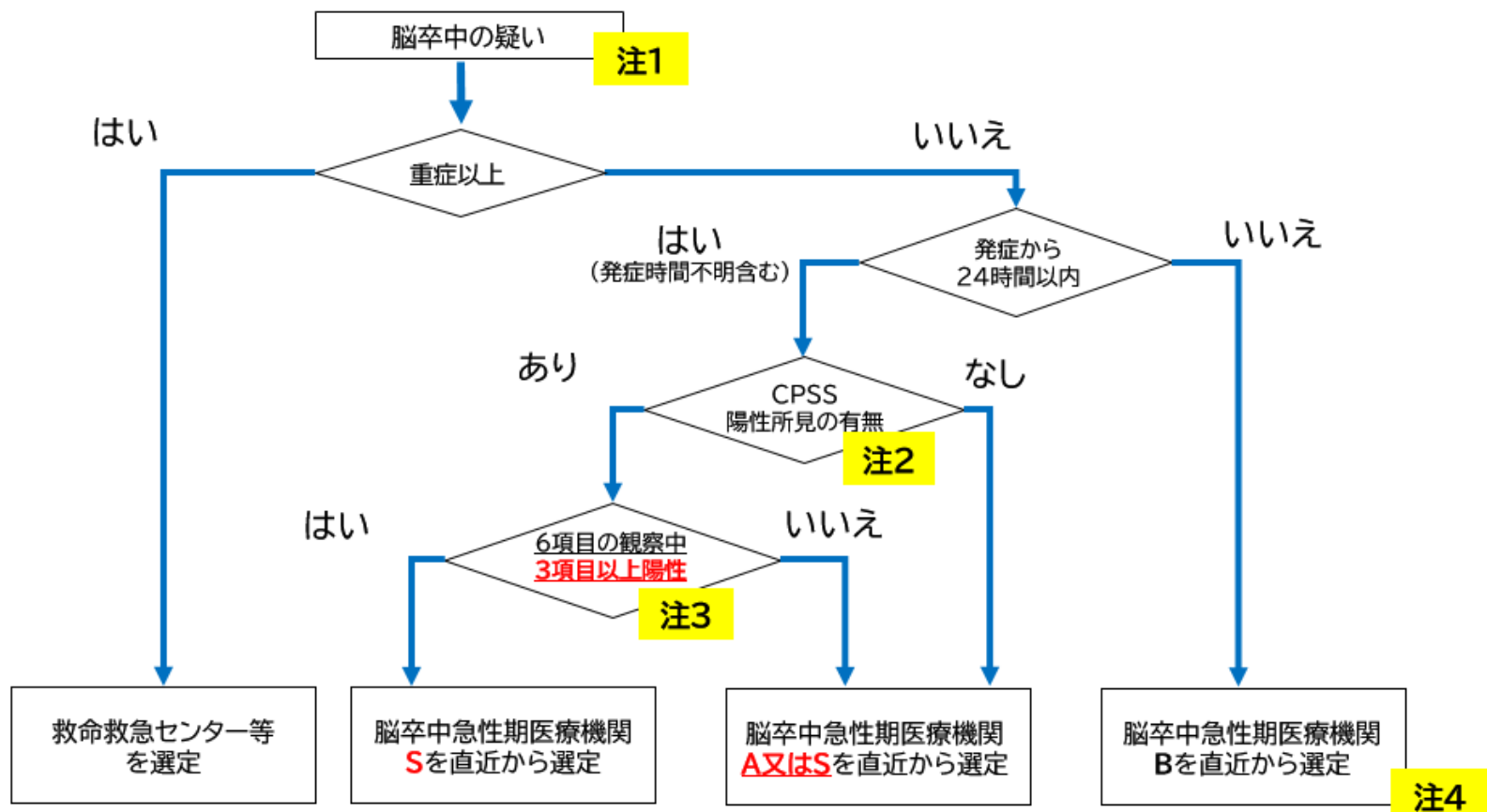
⑤顔面麻痺



⑥上肢麻痺

※令和5年3月31日付 消防庁救急企画室長通知において示された観察項目

3 脳卒中が疑われる傷病者の救急隊の医療機関選定要領について



注1 CPSS(シンシナティ病院前脳卒中スケール)、突然発症の激しい頭痛、突然発症の意識障害等の観察結果から判断する。

注2 注1においてCPSSを確認している場合は、改めて確認する必要なし。

注3 脳主幹動脈閉塞の評価(脈不整、共同偏視、半側空間無視「指4本法」、失語「眼鏡/時計の呼称」、顔面麻痺、上肢麻痺)の6項目を原則すべて確認する。ただし、6項目の観察中に3項目の陽性所見を確認した場合で、残りの項目の観察に時間を要する場合は、6項目すべて観察する前に病院選定を開始することができる。

注4 脳卒中急性期医療機関Bの選定対象であっても、周辺に該当医療機関がない場合は、脳卒中急性期医療機関A又はSを選定する。